

【フラット35】万一の備えは機構団信で！

万一の
場合には 機構団信ならスムーズで確実に
フラット35の返済が終了します！

住宅ローン返済中のリスクとして、「生命のリスク」があります。機構団信特約制度は、フラット35専用の保障制度であり、返済中に死亡などの万一の事態が起こった場合に、生命保険会社から住宅金融支援機構に支払われる保険金でフラット35の残りの債務が全額弁済されます。

ご家族にフラット35の返済の負担を残さずに大切なマイホームを残すための備えです。是非ご加入ください。



※お客さまの健康状態により、機構団信特約制度にご加入いただけない場合があります。
 ※機構団信特約制度への加入申込みは、フラット35の契約手続時までです。ご返済が始まりますと加入できません。
 ※機構団信特約制度の詳細は、「機構団信特約制度のご案内」（パンフレット）またはフラット35サイト（<http://www.flat35.com>）をご覧ください。

フラット35 専用の 保障制度	死亡・ 所定の高度障害 状態を保障	3大疾病保障付きも あります	ご夫婦で 加入できる デュエットも！ <small>（夫婦連帯債務の場合）</small>	特約料は クレジットカード 払いができます <small>（2年目以降の特約料のお支払）</small>
--------------------------------	----------------------------------	---------------------------	--	---

機構団信特約制度と生命保険の違いを知っておきましょう！

「生命保険に加入しているから機構団信特約制度には加入しない」と言われる方がいらっしゃいます。機構団信特約制度と一般の生命保険は目的や商品性が異なりますので、違いを十分に知った上で慎重に判断してください。

機構団信特約制度で備える場合

生命保険会社（保険）と住宅金融支援機構との間で生命保険契約が結ばれます。万が一の発生時、生命保険会社は保険金を住宅金融支援機構に支払います。住宅金融支援機構は、この保険金でフラット35の残りの債務を全額弁済（返済）し、フラット35全額弁済の状態になります。その後、お客さまは債務弁済充当契約に基づき、フラット35の返済が完了します。

特 徴

- 万一の場合のフラット35の返済への備え
 - 住宅金融支援機構が保険金を受け取ってフラット35の残りの債務を全額弁済するので手続きがスムーズで確実
 - 遺産分割協議前でも弁済手続が可能
 - 保険金額はフラット35の残高の減少に応じて毎年変更され、新たな手続や審査は必要ない。
- 性別や年齢によらず特約料は一律
- 特約料は年払い（クレジットカードによる分割払可）
- 生命保険料控除の対象外

一般の生命保険で備える場合

生命保険会社（保険）と（お客さま）との間で生命保険契約が結ばれます。万が一の発生時、生命保険会社は保険金を（お客さま）の家族（ご家族）に支払います。ご家族は、遺産分割協議を経て、この保険金でフラット35の返済を行います。その後、相続手続を経てフラット35返済が完了します。

特 徴

- 万一の場合の家族の生活費などへの備え
 - 保険金でフラット35を返済するには、遺産分割協議や相続手続を先に済ませることが必要
 - 保険金額が必要金額（フラット35の残高など）をカバーしているか十分に確認しておく必要がある。
- 性別や年齢により保険料が異なる
- 保険料は毎月払いなどを選ぶことができる
- 生命保険料控除の対象

機構団信特約制度に加入しない場合、どうなるの？

こんなケースがありました

お客さま「34歳男性」

お客さまは、フラット35を利用して4,000万円借入れをされました。
フラット35を申込みの際に「健康には自信があり他の生命保険に加入しているので、団信には加入しない」と機構団信特約制度に加入されませんでした。

住宅購入後にお子さまが2人生まれ、マイホームで幸せな生活をスタートしていました。

そんな矢先、お客さまは「がん」でお亡くなりになりました。

加入していた生命保険の保険金は、生活費やお子さまの教育資金に充てるとフラット35の返済にはぎりぎり、お支払も遅れがちとなりました。

奥様一人では返済が難しい状態となり、住宅の売却を考えましたが、

住宅を売却してもフラット35の債務が残る可能性があり、とてもお困りでした。



そんな時のために!

病気、事故等で突然の不幸に見舞われることも。
生命保険に加入していても、その保険金だけではフラット35を返済できず、**残されたご家族が返済を続けていくことになります。**

機構団信特約制度に加入していれば、**確実にフラット35の残りの債務が全額弁済され、ご家族に負担が残りません!**

- ・ご夫婦が連帯債務でフラット35を申し込む場合、**「デュエット」(夫婦連生団信)**も利用できます!
- ・ご返済中に、ご夫婦のいずれかに万一のことがあっても、住宅の持分、返済割合等にかかわらずフラット35の残りの債務が全額弁済されます。



機構団信特約制度の弁済実績 (平成26年度)

事例 30歳代お客さまのお支払事例

平成26年度の30歳代への弁済総額：10億5,863万円

年齢	死亡原因	弁済金
34歳	不慮の事故	5,605万円
37歳	胃がん	2,776万円
39歳	心疾患・心不全	2,698万円
36歳	乳がん	2,535万円
37歳	その他の病死	2,319万円
35歳	脳内出血、脳梗塞等	2,232万円
39歳	子宮癌	2,116万円
38歳	自動車事故	2,001万円

なんと1年で

10億円

も弁済されています!!

30代でもこんなに多くの弁済がされているんだ。



もし夫に何かあったら生活費だけでなく、住宅ローンまで支払えるかしら?

フラット35専用の保障制度である**機構団信特約制度**に加入していれば、返済中に万一のことがあっても安心です!



お客さまコールセンター (団信専用ダイヤル) **0120-0860-78** 通話料無料でご利用いただけます。

- 営業時間 9:00 ~ 17:00 (土日、祝日、年末年始は休業)
- 上記番号がご利用いただけない場合(海外からの国際電話などは、次の番号におかけください(通話料金がかかります。))

- 月曜日や祝日明けはお電話が混み合っており、つながりにくい場合がありますのでご了承ください。
- お電話の内容は、相談サービスの質の向上と内容を正確に承るため、録音させていただきます。

TEL: 048-615-3311